

エスカレーター

検査結果表

(第1第1項第5号に規定する昇降機) (エスカレーター)

検査資格者番号では  
ありません

当該検査に関与した 検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果			昇降機番号	担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格		
1	機械室					
(1)	機械室内の状況					
(2)	開閉器及び遮断器					
(3)	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( ) ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ( ) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ( )	適・否・確認不可				
		最終交換日 年月日				
(4)	ヒューズ					
(5)	絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ			
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ			
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ			
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ			
(6)	接地					
(7)	電動機					
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否			
		パッドの厚さ				
		イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm	右	mm		
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm	左	mm		
(8)	ブレーキ	プランジャーストローク				
		イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm		mm		
		ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( ) mm				
		要是正となる基準値 ( ) mm				
		非常停止時の階段停止距離測定 ( $V^2/9 \leq$ 階段停止距離 $\leq 600$ mm)	表1参照	mm		
(9)	減速機					

フェールセーフ設計が  
[該当しない]の場合、  
交換基準必須。

その他必要と考えられる事項が  
ある場合、その事項を記入する。  
記入例は  
[業務基準書2017年版P228]参照

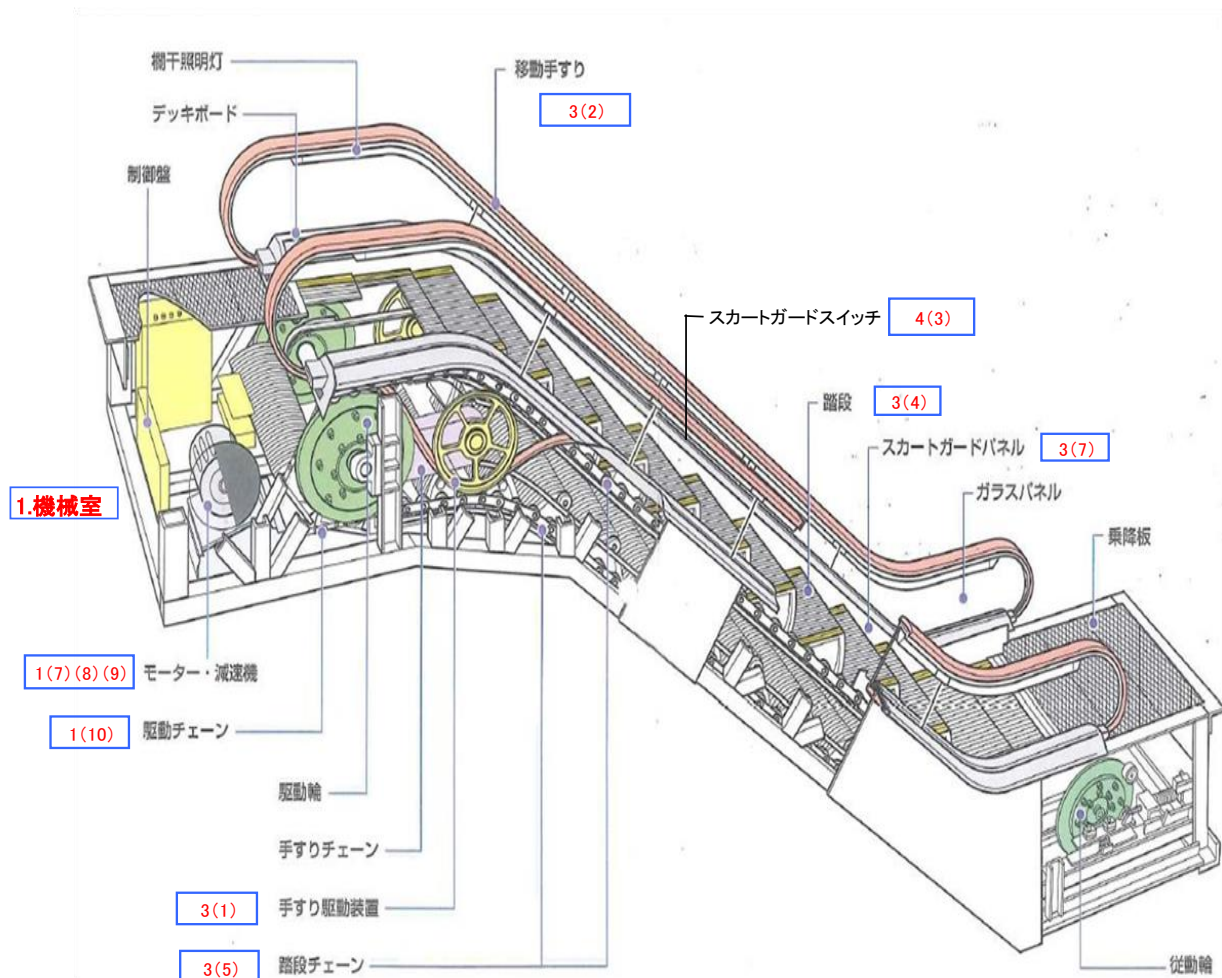
イ、ロ又はイ、ロ、ハ  
のいずれかを選択し、  
該当するものを○で  
囲むこと。

V=定格速度

表1参照

数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。  
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

## エスカレーターの構造



### 1(1)機械室内の状況の判定基準 (業務基準書2017年 P491参照)

- ① 昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は要是正となる。
- ② 機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は要是正となる。

表1

### 1(8)ブレーキ:非常停止時の階段停止距離測定

定格速度と停止距離	
定格速度	停止距離の範囲(S)
15 m/min	25 ≤ S ≤ 600
27 m/min	81 ≤ S ≤ 600
30 m/min	100 ≤ S ≤ 600
40 m/min	178 ≤ S ≤ 600
45 m/min	225 ≤ S ≤ 600

階段幅が1.1mを超えるもの、速度が50m/minを超える可変速式動く歩道等については、国土交通大臣の認定を取得したものとし、その基準値とする。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(10)	<b>駆動鎖の張りの状況</b> イ 製造者が指定する 要是正となる基準値 ( mm・%) mm・% ロ やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 ( mm・%) スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況 適・否					
	<b>駆動鎖の伸び</b> イ 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( mm・%) 要是正となる基準値 ( mm・%) mm・% ロ やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 要是正となる基準値					
	<b>駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ</b> イ 構造上対象外 ロ 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 ( mm・%) 要是正となる基準値 ( mm・%) mm・% ハ やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 ( mm・%) 要是正となる基準値 ( mm・%) ニ 歯面を目視により確認 適・否					
	給油の状況 適・否					
(11)	踏段反転装置					
<b>2 昇降口</b>						
(1)	ランディングプレート					
(2)	くし板					
(3)	くし板及び踏段のかみ合い					
(4)	インレットガード					
(5)	昇降起動スイッチ					
(6)	警報及び運転休止スイッチ					
(7)	速度 (定格速度: m/min)	上昇 m/min 下降 m/min				
<b>3 中間部</b>						
(1)	ハンドレール駆動装置					
(2)	ハンドレール					
(3)	内側板					
(4)	踏段					
(5)	踏段レール又はローラー					H12.06.01
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況 適・否				
		ベルトの劣化の状況 適・否				
		踏段相互のすき間 mm				H12.06.01
(7)	スカートガード 5mm以下					S56.06.01
<b>4 安全装置</b>						
(1)	インレットスイッチ					S56.06.01
(2)	非常停止ボタン					S56.06.01
(3)	スカートガードスイッチ					
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	踏段浮上り検出装置					
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況 適・否				
		可動部の状況 適・否				
		設定の状況 適・否				R6.04.01
(7)	ハンドレール停止検出装置					

イ、ロ又はイからニのいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

実測値は定格速度の110%以下であること。

要重点点検=4.75mm超  
要是正=5.0mm超

H12.06.01

H12.06.01

S56.06.01

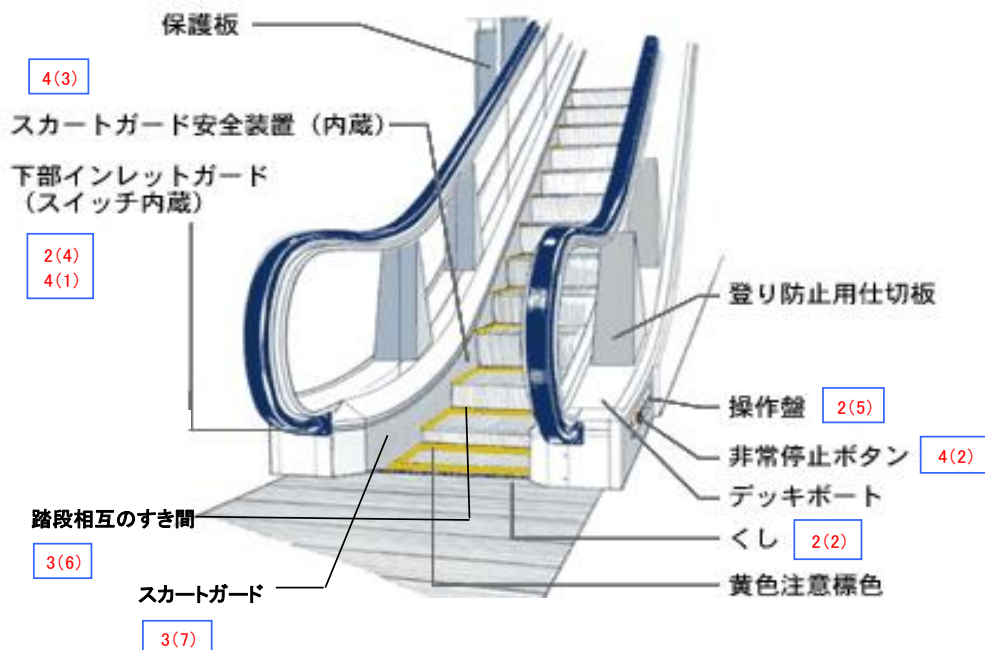
S56.06.01

R6.04.01

1(10)駆動鎖の判定基準

(業務基準書2017年版 P498～500参照)

	検査方法	判定基準	
		要是正	要重点点検
駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること	—
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	—
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びのを測定する。	駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。	駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [構造上対象外]とは <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの              (業務基準書2017年版 P660～662 国住指第2606号 参照)           </div>	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	—



4.安全装置

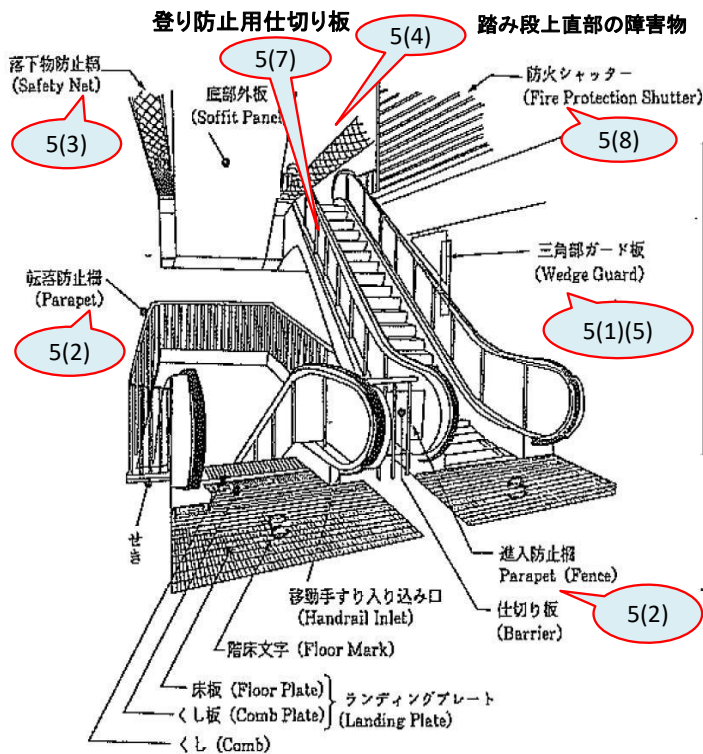
4(2) 非常停止ボタン	<b>必須</b>
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	
4(7) ハンドレール停止検出装置	

番号	検査項目	昇降機番号				担当 検査者 番号
		検査結果				
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
5	安全対策 (業務基準書2017年度版P510～520参照)					H12.06.01
(1)	交差部固定保護板		—			R6.04.01
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—			R6.04.01
(3)	落下物防止網		—			R6.04.01
(4)	踏段上直部の障害物		—			R6.04.01
(5)	交差部可動警告板		—			R6.04.01
(6)	踏段面注意標識		—			R6.04.01
(7)	登り防止用仕切板		—			R6.04.01
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—			
6	その他					
(1)	車いす搬送用階段		—			
7	上記以外の検査項目					
<b>特記事項</b>						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例					
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置の検討		
	5(2)、5(4)項で当面の措置が講じられている場合、その適正を確認し、特記事項に本例を参考に記載のこと。 当面の措置を講じても既存不適格の解消とはならないので注意のこと。 * 定期検査業務基準書(2021年追補版)					
5(2)	転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵との隙間	ハンドレールと転落防止柵との隙間が200mmを超えている。	当面の措置として、転落防止柵に「すり抜け禁止」の表示板を掲示した。	令和 ○年 ×月	
5(4)	踏段直頂部の障害物	障害物の状況	踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がある。	当面の措置として、対象の障害物に「衝突注意」の表示板を掲示した。	令和 ○年 ×月	

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定が未確定の場合は、なぜ予定がないのか見積中、提案中、検討中等理由を簡潔に記入すること。



設置されているものに対する検査項目

5. 安全対策(設置事例)	
(1)	交差部固定保護板
(2)	転落防止柵、侵入防止用仕切り板及び誘導柵
(3)	落下防止網
(4)	踏段直上部の障害物
(5)	交差部可動警告板
(6)	踏段面注意標識
(7)	上り防止用仕切り板
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置

「注意」：令和6年4月1日以前の確認物件において上記安全対策項目中(2)(4)(5)(7)で基準から外れている場合は既存不適合となる。

(業務基準書2017年度版P513～520参)

(業務基準書2017年度版追補版P14～20参)

図 エスカレーターの建物側の安全施設

5(1) 交差部固定保護板

5(5) 交差部可動警告板

